

## 9月21日は世界アルツハイマーデー

### ～認知症のことをもっと知ろう～

9月21日は世界アルツハイマーデーです。平成6年9月21日、スコットランドのエディンバラで開催された国際アルツハイマー病協会国際会議で、会議初日を「世界アルツハイマーデー」とすることが宣言されました。「アルツハイマー」は認知症の一つで、この日に合わせて、世界中で認知症への理解を深める取り組みが行われています。

☎地域包括ケア推進課 77・1116

#### 認知症地域支援推進員へ気軽にご相談ください

市では、各地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、認知症に関するさまざまな相談や訪問活動を行っています。自身の不安や家族などで気になる方がいたら、気軽に問い合わせてください。

名称	場	☎	FAX	担当地域
地域包括支援センターメイプル	大上4-11-23 メゾン高崎101号	38・5906	38・5908	【北部綾北圏域】 蓼川、大上
地域包括支援センター杜の郷	寺尾南1-5-31	76・8866	76・3811	【北部寺尾圏域】 寺尾北、寺尾中、寺尾本町、寺尾南、寺尾釜田、寺尾西、寺尾台
道志会地域包括支援センター	早川城山2-11-3	70・1166	70・4770	【西部圏域】 小園、小園南、早川、早川城山、綾西、吉岡、吉岡東
地域包括支援センター泉正園	上土棚南1-11-20	70・1888	70・3899	【中・南部圏域】 深谷南、深谷中、深谷上、落合北、落合南、上土棚北、上土棚中、上土棚南、本蓼川

#### 認知症を発症した方に話を伺いました

地域包括支援センターや認知症地域支援推進員が支援している、市内在住で若年性認知症の診断をされた方と家族に話を伺いました。

— 認知症と診断されたのはいつ頃ですか。

**本人：**令和3年です。

— 現時点で病気のことをどなたまで知らせましたか。

**家族：**別居している親族には伝えました。

— 診断されてから認知症という病気について、今はどのように思っていますか。

**本人：**仕事が今までのようにできないのかなと思い、辞めました。体を動かす機会が減ったので、散歩に出かけるようにしています。

**家族：**普通に接するように心掛けていますが、寝ても覚めても病気のことが頭から抜けません。

— 現時点で支援してほしいことはありますか。

**本人、家族：**社会復帰への支援が一番だと思います。

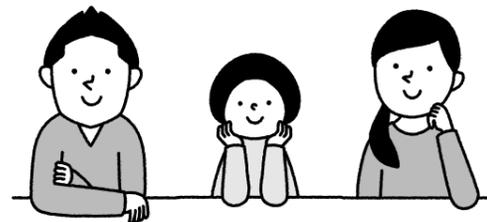
— 地域包括支援センターや認知症地域支援推進員には、実際にどのような相談をしましたか。

**本人、家族：**主治医からデイサービスなどで外出するよう提案されたので、このことを相談しました。介護保険サービスの他に、就労や地域で行われているサークル活動などを紹介してもらいました。

— 今後どのように過ごしていきたいですか。

**本人：**体を丈夫にして仕事をしていきたいです。

**家族：**社会と接してほしい、社会の何かとつながってほしいです。



#### コグニバイクで認知症予防

国立長寿医療研究センターが開発したコグニサイズという、運動と認知課題を組み合わせた認知症予防プログラムがあります。保健福祉プラザにある「コグニバイク」は、このコグニサイズの考え方を基にした運動器具で、ペダルをこぎながら画面に出てくる問題に答えて脳の活性化を図ります。

コグニバイクを利用するためには、講習会に参加する必要があります。講習会は毎月行っているため、広報あやせで詳細を確認して申し込みをしてください。



#### 認知症をもっと知ろう

認知症について正しく知ることによって認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを目指し、認知症の方を応援する認知症サポーターの養成講座を全2日間で実施します。1日目には認知症の種類や正しい対応方法について学び、2日目にはVRを用いた認知症体験を通して認知症への理解を深めます。

場	時1日目	時2日目	定	申(9/16から)
地域交流館はなね(上土棚南)	10/7(金) 10:00～11:30	10/14(金) 10:00～12:00	20人	地域包括支援センター泉正園 ☎70・1888
綾瀬タウンヒルズショッピングセンター(深谷中)1階	10/26(水) 13:30～15:00	11/2(水) 13:30～15:30	20人	道志会地域包括支援センター ☎70・1166
北の台地区センター	10/6(木) 10:00～11:30	10/26(水) 10:00～12:00 ※会場は寺尾いずみ会館	10人	地域包括支援センターメイプル ☎38・5906
寺尾いずみ会館	10/12(水) 10:00～11:30		10人	地域包括支援センター杜の郷 ☎76・8866

#### 成年後見の疑問に答えます

認知症などによる判断能力の低下から、金銭管理が困難になったり、悪質商法や訪問販売などの被害に遭うことが多くなっています。成年後見制度は、家庭裁判所で選ばれた成年後見人などが、財産の管理や福祉サービスなどの契約を行い、本人の権利を守りながら生活を支援します。判断能力が保たれている間に任意後見契約を結ぶことで、認知症などで判断能力が不十分になったときに任意後見人の援助が受けられます。

同制度に関する相談会を行うので、活用してください。

時10月3日(月)13時30分～15時30分 場綾瀬タウンヒルズショッピングセンター(深谷中)1階 同制度に関心がある方